

日本原子力発電株式会社
取締役社長 森本 浩志 様

岐阜県知事 古田 肇

原子力発電所に係る安全確保及び異常時の通報
並びに平常時の情報交換について

貴社とは、平成7年12月28日付け「原子力発電所異常時の通報体制について」に基づき、異常時の通報体制の確立を図ってきたところであります。

今回の東北地方太平洋沖地震に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえ、異常時の通報体制や平常時の連携の重要性を再認識しております。

つきましては、下記のとおり、異常時の通報については、引き続き原子力事業所の立地県と同様に通報されるよう改めて要請するとともに、平常時には、定期的な情報交換により双方の連携を図るための体制を整備することを要請します。

なお、引き続き、原子力発電所の安全確保に向け、万全の対策を講じていただくようお願いいたします。

記

1 異常時の通報について

(1) 通報を求める内容

次の事象が発生した場合は、その内容及び対策を速やかに通報すること。

非常事態が発生したとき

不測の事態により、放射性物質又は放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき

発電所の周辺環境に異常が発生したとき

非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき

発電所施設内において火災事故が発生したとき

岐阜県内において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき

放射性物質の盗取又は所在不明が発生したとき

発電施設に異常が生じ、計画外に発電を停止したとき

その他、上記各号に準じる異常が生じたとき

(2) 通報方法

電話及びFAX

連絡先	ア	勤務時間内：岐阜県防災課 電話番号 058-272-1125 FAX番号 058-271-4119
	イ	勤務時間外：岐阜県宿日直（災害情報集約センター） 電話番号 058-272-1034 FAX番号 058-271-4119

- 2 平常時の情報交換について
定期的な情報交換会を開催し、互いの連携を図る。
 - (1) 情報交換会の開催
年2回(4月及び10月)の開催を原則とする。なお、必要が生じた場合はその都度開催する。
 - (2) 開催方法
日時、場所、出席者については、その都度、両者協議のうえ決定する。
 - (3) 情報交換会で報告いただく事項
発電所建設工事の進捗状況
発電所の保守運営(試運転を含む。)の状況
環境放射能測定調査の状況
原子炉施設の定期点検の実施計画及び実施結果
発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項
その他安全対策に関する計画及びその実施状況